

## 米国—カリフォルニア州における油流出関連の違反に対する罰金引き上げ②

12 2020

メンバーの皆様へ

2021年1月1日からカリフォルニア州の海域での船舶による油濁損害に関する、カリフォルニア州で適用される新しい罰金について、既にサーキュラーL.364を発行していますのでこちらもご参照下さい。

### 油濁被害補償

国際 P&I グループの各 PI クラブは、この新しい法律が油濁リスクの補償に及ぼす潜在的な影響について検討していることをご案内してきました。国際 P&I グループの各 PI クラブとしては、この新しい法律が汚染者に対して多額の罰金が科せられる可能性を認識する一方で、重要ではあるもののこの法律に個別に対応するために、既存の補償限度額を変更することが適切であるとは考えていません。仮に、カリフォルニア州の裁判所が偶発的な汚染に対して課す可能性のある最高レベルの罰金に完全に対応する補償を設定するとすると、現在の世界の再保険市場の範囲内では不可能と思われるからです。しかしながら、メンバーの皆様は、油濁損害について、1 船舶 1 事故あたり 10 億米ドルの補償がすでにあることをお忘れにならないでください。これには、油濁対応費用、第三者からの補償請求、クラブ保険契約に合致する場合の罰金、および船の種類に関係なく OPA '90 に基づくすべての責任限度額が含まれており、この限度額内で十分にカバーすることができます。

カリフォルニア州の裁判所は、罰金の額を決定する際に、油濁事故の状況を重大であるとするか、軽減できるかを考慮する実質的な裁量権を持っています。そこでは、とりわけ次の事項が考慮されます。(1) 事故に至るまでの経緯を含む過失の程度 (2) 迅速かつ正確な報告 (3) 効果的な事故対応と清浄化への取り組み (4) 被害者への迅速かつ公正な補償 (5) 天然資源への是正努力、そして最後に、(6) 流出当事者の支払能力。これに加えて国際 P&I グループは、たとえ法律上認められていても、被告の支払能力を超えるほど過度な罰金を裁判所が課すことはできない、という法的な助言も得ています。

国際 P&I グループの各 PI クラブは、また、この新しい法律から生じる業界の懸念に対処する可能性を探るため、連合するパートナーと協力して積極的な措置を講じ続けていますが、それでもこのカリフォルニア州における新しい法律が予定通り施行されることははっきりしています。

なお、国際 P&I グループの全てのクラブは、同様のサーキュラーを発行しています。

※原文(英語)のリンクはこちら

<https://www.steamshipmutual.com/Downloads/Circulars-London/E.20.pdf>

スチームシップ・ミュチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド